

鷹巣阿仁地域合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鷹巣阿仁地域合併協議会規約(以下「規約」という。)第16条の規定に基づき、鷹巣阿仁地域合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算(以下「予算」という。)は、規約第14条第1項に規定する4町の負担金及びその他の収入をもってその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもってその歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議(以下「会議」という。)を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに4町の長に送付しなければならない。

(補正予算)

第3条 会長は、予算の調製後に生じた事由に基づき、規定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、会議を経なければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の補正予算について準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める款及び項以外の款又は項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関にこれを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受け、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算等)

第7条 会長は、会計年度が終了したときは、決算を調製し、協議会の監査委員の監査に付した後、会議に報告しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長が別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を整え、出納の管理を行うものとする。

(1) 現金出納簿

(2) 予算執行整理簿

(3) 前2号に掲げるもののほか、出納の管理に必要な簿冊

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年2月9日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入

別表第 2（第 4 条関係）

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 総務費	1 総務管理費
2 事業費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費